



よくある質問（Q&A集）



4月15日更新

Q01 補助対象となる経費は？

本体価格が10万円以上（税抜き）となる省エネ機器の購入費が対象です。運搬費、設置費、撤去費（リサイクル料）等は含みません。また、ポイント・クーポン利用の場合は割引後の金額が対象です。

Q02 事業所の省エネ家電の買い換えは対象となりますか？

物価高騰の影響を受けた生活者の支援を目的としているため対象となりません。

Q03 買い換えではなく、新規で購入した場合は対象となりますか？

当該補助事業の目的は温室効果ガスの削減を図る目的であることから、既設機器からより省エネ効果を図る機器への買い換えを対象としているため、新規の設置は対象となりません。

Q04 すでに購入・設置した機器は対象となりますか？

対象となりません。令和7年6月1日以降に買い換えを目的として購入した機器が対象です。なお、6月1日前に注文をしていたとしても、機器の設置及び支払い（引き渡し）が6月1日以降であれば対象となります。

Q05 あらかじめ古い機器を自ら家電リサイクル引き取り場所に持ち込み、新たに機器を購入した場合、対象機器の「引き渡し日」はいつになりますか？

購入した機器の保証書の「保証開始日」、家電リサイクル券の「排出日」のいずれか遅い方となります。ただし、これらの日付のいずれかが対象期間外の場合は申請できません。

例：5月20日に既設機器をリサイクルとして引き渡し、新しい機器を6月1日に購入した場合 → 対象外

Q06 店舗兼住宅の場合は対象となりますか？

店舗を兼ねている住宅の場合は、居住床面積が総床面積の2分の1以上であり、居住部分に設置する場合に対象となります。

Q07 省エネエアコンと省エネ冷蔵庫の両方申請は可能ですか？
また、申請は複数回できますか？

1世帯につきどちらか1台の申請になります。2世帯住宅で世帯分離している場合は世帯ごとに申請が可能です。申請は1世帯につき1度限りとなります。
なお、令和6年度に同補助金の交付を受けた方は対象外となります。

Q08 世帯主以外の者でも申請できますか？

同一世帯のご家族であれば可能です。
ただし、「領収書」、「家電リサイクル券」、「口座名義人」などは、同一の方としてください。

Q09 購入を検討している省エネ機器の多段階評価点（省エネ性能ラベル）が分かりません。

「省エネ型製品情報サイト（<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>）」でエアコンは目標基準年度2027年、冷蔵庫は目標基準年度2021年をご確認ください。
多段階評価点3点以上（★3つ以上）の機器が補助対象となります。

Q10 既設機器を下取りした場合、購入機器は補助対象になりますか？

既設機器は再利用されることを防ぐため、リサイクルされることが前提となるので下取りした場合は補助対象になりません。
※申請には「家電リサイクル券（④排出者控え）の写し」が必要になります。

Q11 市内事業者とは？

市内に本店登記を有する法人又は、市内に住所と事業所を有する個人事業主で市内に事業所をもつ店舗等をいいます。なお、市内の家電量販店は対象外となります。（市内協力店舗一覧表を参照してください）

Q12 市内協力店舗とは？

市内協力店舗とは、本交付金事業に協力いただいている店舗です。市内協力店舗で購入する機器のみが補助対象です。なお、市内の家電量販店は対象外となります。（一覧表を参照してください）

Q13 市外店舗（インターネット・通販を含む）で購入した場合は対象となりますか？

対象外です。Q12のとおり、市内にある販売店や事業者から購入した場合のみ対象です。

Q14 家の新築に伴い補助対象機器を購入し、転居前の古い機器を家電リサイクルで引き渡した場合申請できますか？

購入した機器の設置住所と家電リサイクルで引き渡した住所が異なる場合は申請できません。

Q15 グループホームに住む者は対象となりますか？

市内に住所を有し、自ら居住するための住宅で、買い換えによる購入である等の条件を満たしていれば対象となります。

Q16 申請方法はどのような方法ですか？

郵送での申請のみとなります。
郵送事故防止のため郵送状況が確認できる簡易書留やレターパックを推奨します。

Q17 申請日の取り扱いは？

申請書が市役所に届いた日付を申請日として取り扱います。
ただし、書類に不備がある場合には受理できませんので、再提出書類（不足書類）が届いた日付が申請日となります。

Q18 補助対象機器の購入費について、国や県その他の団体の補助金を受けている場合、本補助の対象になりますか？

他の補助制度との併用はできないため、対象となりません。

Q19 当該予算を超える日に複数の申請があった場合はどのように取り扱われますか？

当該申請を行った者について抽選を行います。抽選対象者には、市から連絡いたします。

Q20 申請書類は鉛筆で記入してもよいですか？

黒いボールペンで記入してください。（消せるボールペンは不可となります）

Q21 誤って記入してしまった場合はどうしたらいいですか？

修正テープ等は使わずに二重取り消し線を引き、書き直してください（印鑑不要）。ただし、請求書（様式第4号）は修正ができませんので、書き損じた場合は新しく作成してください。

Q22 家電リサイクル券とはどのようなものですか？

家電リサイクル法に定められた機器（エアコン・冷蔵庫等）を排出する際に製造業者等へのリサイクル料金の支払いを円滑に行えるようにするための券です。申請には「家電リサイクル券（④排出者控え）の写し」が必要になります。

家電リサイクル券には2種類あります。

1. 小売業者に家電の引き渡し（設置・撤去）を依頼した場合に小売業者から発行される家電リサイクル券（緑色）。この場合リサイクル料金は業者に支払うことになります。
2. 排出者が家電を直接指定引取場所に持ち込む場合などに使用する家電リサイクル券（赤色）。この場合排出者は事前に郵便局でこの家電リサイクル券を購入しリサイクル料金を支払うことになります。

Q23 保証書は購入した店舗等が発行した保証書の写しでもいいですか？

販売店舗ではなく、製造メーカーが発行した保証書の写しを提出してください。

Q24 製造メーカーの保証書に販売店名等が記載されていません。受け付けてもらえますか？

『製造メーカーの保証書』に「機器名」「製造番号」が記載されていること（購入したものと一致しているか）を確認し、『販売店発行の保証書』がある場合には添付して提出してください。

Q25 指定の申請様式等はどこで入手できますか？

ホームページからダウンロードいただくか、クリーンライフ課窓口にて受け取りをお願いいたします。

Q26 補助金はどのくらいで振り込まれますか？

交付決定通知書発送後、約2か月を目安に申請いただいた指定口座へお振り込みします。振込日について個別連絡はいたしませんので入金各自でご確認ください。なお、申請状況によっては多少前後する場合があります。

